

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎北保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、理事会、監査会並びに評議委員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、6,000円を支給する。また、その他理事会が特に必要と認める業務も同様の取り扱いとする。

(ただし、定款8条の規定により評議員に対して、各年度の総額が24,000円を超えない範囲で支給するものとする。)

(報酬の支給方法)

第4条 1 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
2 報酬等は現金により本人に支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則 この規程は、令和2年7月1日より施行する。

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 長崎北保育園